

国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則（17 経教 細則第5号）の一部を次のとおり改正する。

現行				改正後			
国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則				国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則			
平成17年3月23日 17 経教 細則第5号							
第1条～第3条 省略				第1条～第3条 省略（現行どおり）			
（委員長）				（委員長）			
第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第4号の総務担当副学長をもって充てる。				第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第3号の広報・国際担当副学長をもって充てる。			
第5条～第6条 省略				第5条～第6条 省略（現行どおり）			
（審査会）				（審査会）			
第7条 委員会に、次の審査会を置く。				第7条 委員会に、次の審査会を置く。			
一 情報公開審査会				一 情報公開審査会			
二 個人情報保護審査会				二 個人情報保護審査会			
2 審査会に委員長を置き、第3条第1項第4号の総務担当副学長をもって充てる。				2 審査会に委員長を置き、第3条第1項第3号の広報・国際担当副学長をもって充てる。			
（事務）				（事務）			
第10条 委員会及び審査会の事務は、広報・社会貢献チーム及び総務チームにおいて処理する。				第10条 委員会及び審査会の事務は、広報・社会貢献チームにおいて処理する。			
附 則 省略				附 則 省略（現行どおり）			
別表				別表			
審査会名	委員構成	委員の任期	審議事項	審査会名	委員構成	委員の任期	審議事項
情報公開 審査会	総務担当副学長 _広報・社会貢献チームリーダー	_から_の委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了するまでと	(1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2)開示実施手数料の減額又は免除に関すること。	情報公開 審査会	広報・国際担当副学長 _総括チームリーダー(総務担当)_ _広報・社会貢献チームリーダー	_から_までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了するま	(1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2)開示実施手数料の減額又は免除に関すること。

	<p>__総務チームリーダー 該当法人文書を保有する部 局等の長 __該当法人文書に係る事務を 担当するチームリーダー __その他審査会が必要と認め た者</p>	する。			<p>__総務チームリーダー __該当法人文書を保有する 部局等の長 __該当法人文書に係る事務 を担当するチームリーダー __その他審査会が必要と認 めた者</p>	でとする。	
個人情報 保護審査 会	<p><u>総務担当副学長</u> __広報・社会貢献チームリー ダー 総務チームリーダー 該当保有個人情報を保有す る部局等の長 該当保有個人情報に係る事 務を担当するチームリーダ ー ー その他審査会が必要と認め た者</p>	__から__の委 員の任期は、該 当保有個人情 報に係る審議 が終了するま でとする。	(1)学長の諮問に基づく保 有個人情報の開示・不開 示、訂正及び利用停止に 関すること。	個人情報 保護審査 会	<p><u>広報・国際担当副学長</u> <u>総括チームリーダー(総務 担当)</u> __広報・社会貢献チームリー ダー __総務チームリーダー __該当保有個人情報を保有 する部局等の長 __該当保有個人情報に係る 事務を担当するチームリー ダー __その他審査会が必要と認 めた者</p>	__から__まで の委員の任期 は、該当保有個 人情報に係る 審議が終了す るまでとする。	(1)学長の諮問に基づく保 有個人情報の開示・不開 示、訂正及び利用停止に 関すること。

附 則(18 細則第22号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。